

第三十八回 参議院大蔵委員会会議録第二十一号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

四月十一日委員堀末治君及び前田佳都
男君辞任につき、その補欠として西郷
吉之助君及び館哲二君を議長において
指名した。

四月十二日委員木暮武太夫君及び木村
禪八郎君辞任につき、その補欠として
小柳牧衛君及び鈴木壽君を議長におい
て指名した。

四月十三日委員小柳牧衛君及び鈴木壽
君辞任につき、その補欠として木暮武
太夫君及び木村禪八郎君を議長におい
て指名した。

四月十七日委員館哲二君辞任につき、
その補欠として前田佳都男君を議長に
おいて指名した。

四月十九日委員西郷吉之助君辞任につ
き、その補欠として堀末治君を議長に
おいて指名した。

四月二十四日委員上林忠次君辞任につ
き、その補欠として青田源太郎君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 佐野 廣君
佐野 廣君
天田 勝正君
天坊 裕彦君
青木 一男君
大谷 賢雄君
岡崎 真一君

- 委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。
- 特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 特例等に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 製造たばこの定額の決定又は改定に

梶原 茂嘉君
林屋亀次郎君
前田 久吉君
山本 米治君
木村禪八郎君
戸叶 武君

関する法律の一部を改正する法律案及
び所得に対する租税に関する二重課税

ル

の回避及び脱税の防止のための日本国

政府とシンガポール自治州政府との間

の条約の実施に伴う所得税法の特例等

とし、順次、提案理由の説明を聴取す

ることにいたします。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま議

題となりました製造たばこの定額の決

定又は改定に関する法律の一部を改正

する法律案及び所得に対する租税に関

する二重課税の回避及び脱税の防止の

ための日本国政府とシンガポール自治

州政府との間の条約の実施に伴う所得

税法の特例等に関する法律案につきま

して、提案の理由とその概要を御説明

申し上げます。

まず、製造たばこの定額の決定又は

改定に関する法律の一部を改正する法

律案につきまして申し上げます。

政府は、今回シンガポール自治州政

府との間に所得税及び法人税に関する

二重課税の回避及び脱税の防止のため

の条約を締結し、その批准について承

認を求めるため、別途審議を廢つて

いるのであります。この条約に規定

されている事項のうち、特に法律の規

定を要すると認められるものについて

所要の立法措置を講ずるため、ここに

この法律案を提案することとした次第

であります。

以下この法律案の内容について簡単

に御説明申し上げます。

まず第一に、配当所得に対する所得

定を設けることとしているのでござい

ます。

ります。すなわち、現行の所得税法で

は、非居住者または外国法人が日本法

人から支払いを受ける配当に対する所

得税の税率は二〇%になっております

が、今回の条約によりますと、シンガ

ボールの居住者である個人または法人

が支払いを受ける配当で日本国内にあ

る恒久的施設に帰属しないものに対す

る税率は一般的に一五%をとること

ができます。特にシンガボールの法人が

日本法人の議決権ある株式の二分の一

以上を直接または間接に所有している

ときには、一〇%をとえることができる

ことがありますので、この

条約の規定を受けて、この法律案で

は、これらの場合における所得税の

税率を前者にあつては一五%、後者に

あっては一〇%とするごとにしている

のであります。

第二に、シンガボールの租税の徴収

につき必要な事項を定めることとして

おります。今回の条約によりますと、

租税条約によつて認められる軽減そ

他の特典がこれを受ける権利のない者

によって享受されることがないよう

するために、日本、シンガボール自治

州両政府は相互に相手国の所得税また

は法人税を徴収することができるこ

になつておりますので、これに基づ

き、わが国におけるシンガボールの租

税の徴収は、シンガボール自治州政府

からの嘱託に基づき、国税徴収の例に

よつて行なうこととする等、所要の規

定を設けることとしているのでござい

最後に、今回の条約の実施に関する手続その他の事項は、条約の規定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしておるのであります。

以上が製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための理由及びその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さい。

○委員長(大竹平八郎君) 補足説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(大竹平八郎君) 質疑のある方は、順次、御発言願います。

○大矢正君 前のことと関連する法律の審議のときにも議論が出たのですが、これは理由は一体どこにあるのですか。

○説明員(小熊孝次君) 電力会社の資本組み入れの率は、ただいま御質問がございましたように、非常に低いわけだございます。これは、電力会社は総資産中における固定資産の比率が他の事業に比べまして非常にウエートが大きいわけでございます。それにつきましても、今後の問題につきましては早急に検討いたしまして、そろしてどういうふうな対策を講ずるかということを真

すが、これに見合つところの収益率と申しますか、それが料金が押さえられるというような関係もございまして、なかなか資本へは組み入れることができないというものが現状でございまます。

○大矢正君 電力会社の資本の組み入れがなかなか困難だということを述べておられるというような意味でございませんが、なかなか資本へは組み入れると御審議の上、すみやかに御賛成下さい。

○委員長(大竹平八郎君) 在配当が一割でございます。従いまして、この資本充実法によるところの配当制限には直接かかるないわけだございます。

○説明員(小熊孝次君) 電力会社は現に廃止いたしまして、そうして何らかの措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、現在の状況を見ますと、企業全般といたしましても再評価の結果は早晩には、最終的にはこれがままでは、ただいま先生のお話がございましたように、この再評価積立金といいますものは早晩には、最終的にはこれが廃止いたしまして、そうして何らかの措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、現在の状況を見ますと、企業全般といたしましても再評価の結果は早晩には、最終的にはこれがままでは、ただいま先生のお話がございましたように、この再評価積立金といいますものは早晩には、最終的にはこれが廃止いたしまして、そうして何らかの措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、現在の状況を見ますと、企業全般といたしましても再評価の結果は早晩には、最終的にはこれがままでは、ただいま先生のお話がございましたように、この再評価積立金といいますものは早晩には、最終的にはこれが廃止いたしまして、そうして何らかの措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、現在の状況を見ますと、企業全般といたしましても再評価の結果は早晩には、最終的にはこれがままでは、ただいま先生のお話がございましたように、この再評価積立金といいますものは早晩には、最終的にはこれが廃止いたしまして、そうして何らかの措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、現在の状況を見ますと、企業全般といたしましても再評価の結果は早晩には、最終的にはこれがままでは、ただいま先生のお話がございましたように、この再評価積立金といいますものは早晩には、最終的にはこれが廃止いたしまして、そうして何らかの措置をとらなければならぬわけでございます。

○大矢正君 これは資本組み入れが実際におこなわれている場合に配当の制限をするということで、まあ積極的に企業の資本の充実をはかりたいという大蔵省の趣旨ですけれども、しかし、法律改正是、配当制限の適用を現実に受けける会社というのは、資料によると九十六社しかない。こうしたことであれば、この法律が実際にどれだけの効果を企業資本の充実の上に發揮をするかという点では、疑問が出てくるのではないかと私は思うのですがね。

○説明員(小熊孝次君) 間違つてくださいません。

○大矢正君 これは資本組み入れが実際におこなわれている場合に配当の制限をするということで、まあ積極的に企業の資本の充実をはかりたいという大蔵省の趣旨ですけれども、しかし、法律改正是、配当制限の適用を現実に受けける会社というのは、資料によると九十六社しかない。こうしたことであれば、この法律が実際にどれだけの効果を企業資本の充実の上に發揮をするかという点では、疑問が出てくるのではないかと私は思うのですがね。

○説明員(小熊孝次君) ただいま御指摘のように、再評価積立金の資本組み入れのため、配当制限を強化いたしました。そこで、資本組み入れを直接適用を受けるところの会社といふのは大体その程度の数でございます

が、これによりましてどれだけの効果があるかといふ御質問だらうと思いまして、なかなか資本へは組み入れできません。中には成績のよい会社もございまして、自主的に再評価積立金の資本組み入れをはつきりしていくことをもちろん考えておられるわけではございません。そこで、調査室の方から出されたいは思つてのですかね。

そこで、調査室の方から出されると、いつまでもこれは電力会社の場合には資本組み入れが低いといいます。また推移するんですが、そういう考え方はいたし方ないとしているんですか。

○説明員(小熊孝次君) ただいま御指摘のように、再評価積立金の資本組み入れも促進された。すなわち再評価積立金の八〇%以上を資本に組み入れたといふような会社、あるいは資本金に対しまして再評価積立金の残額が一割にも満たないといふような、そういうふうな非常にウエートが少なくなった会社、このような会社につきましては再評価積立金の残額が一割にも満たないといふような非

○大矢正君 電力の場合の再評価積立金の残額は三千七百七十億円といふのはわかりましたけれども、業種別に大体額の多いところから順次どの程度の残高を持っているか、差額を持っていられるのか、お示しを願いたい。

○説明員(小熊孝次君) これはちょっと調査が古いので恐縮でございますが、三十年の九月末現在で申し上げます。大きいので申しますと、再評価積立金の残額は、鉱業、これが四百二十億五千六百万円、それから織物業が三百七十四億七千五百万円、それが化學工業が三百七十八億七千八百万円、第一次金属が八百八億六百万円、輸送機器が二百五十一億八千万円、輸送用を受けるところの会社といふのは大体その程度の数でござります。

○説明員(小熊孝次君) ただいま御指摘のように、再評価積立金の資本組み入れのため、配当制限を強化いたしました。そこで、資本組み入れを直接適用を受けるところの会社といふのは大体その程度の数でござります。これは電力会社のみでなしに、たとえば私鉄といふようなものにつきましては再評価積立金の残額がよくうちに段階に至ることができるといふふうな会社でござります。そ

て、その段階に至ることができます。再評価積立金の残額は、鉱業、これが四百二十億五千六百万円、それから織物業が三百七十四億七千五百万円、それが化學工業が三百七十八億七千八百万円、第一次金属が八百八億六百万円、輸送機器が二百五十一億八千万円、輸送用を受けるところの会社といふのは大体その程度の数でござります。

かの企業とのバランスからいって、端的に申しますと、ほかの企業が若干収益力が強いと、自分の企業としての成績が端的に外部に出しまる。それは競争関係から申しますと好ましくないという問題があるわけでございます。

○木村禪八郎君 税制の問題から考えたら。
○説明員(小熊孝次君) 税制の両題といたしましては、もちろん、これは配当いたしますと、それだけ税金がかかる。一割の配当をするとなれば二割の原資が必要だ。これは先ほど申し上げました収益力との問題でございますが、幸いこの点につきましては、今度税制の改正によりまして、二八%が二八%以下がるというような面をございまして、まあそういう意味では若干抱き合せ増資と、むしろ再評価積立金の資本組み入れによる抱き合せ増資といふこともだんだんやりやすくなるということも言えると思います。しかし、それはあくまでも各企業全般の問題でございます。まあそのほかにもいろいろあるかと思いますが、一応思ついた点はその程度でございます。

○木村禪八郎君 過去のインフレによつて資産の帳簿額が実際の価額に反映しない。そのために適正な減価償却が行なわれないといふことが、この再評価積立金を資本に組み入れさせる一つの理由になつていますが、どの程度までそれがこれまで行われてきておるか。これはさつき大矢君が、大体昭和四十年ごろに大体インフレ価額の再調整がつくといふ見通しでやつておられるのかどうかといふ質問があつたようになりますが、どの程度までそれが進んで、どの程度までそれをやらな

きやならないのかですね。

○説明員(小熊孝次君) 企業資本の充実法の対象になる会社は、御承知くださいますが、資本金が五千万以上上の会社、それから五千万未満でも三千万円以上の会社で再評価の限度額が一億をこえる会社は、一応強制再評価をござります。その強制再評価をする場合の限度は八〇%で抑えられておるわけです。八〇%以下は、少なくとも八〇%は再評価をしなきゃならぬ、こうしたことになつております。従いまして、その面におきましては、資産を再評価することによりまして、ただいま先生の話のありましたように、そのノミナルな利益といふものを出さないで、適正な減価償却をして、それによって内部留保を堅実にする。こういう目的は一応達せられたわけでございますが、その場合に生じました再評価差額といふものを、これを本来は、収益力がそれに伴つておるならば、その際に起きる問題でございます。まあそのほかにもいろいろあるかと思いますが、一応思ついた点はその程度でございます。

○木村禪八郎君 過去のインフレによつて資産の帳簿額が実際の価額に反映しない。そのために適正な減価償却が行なわれないと、いうことが、この再評価積立金を資本に組み入れさせる一つの理由になつていますが、どの程度までそれがこれまで行われてきておるか。これはさつき大矢君が、大体昭和四十年ごろに大体インフレ価額の再調整がつくといふ見通しでやつておられるのかどうかといふ質問があつたようになりますが、どの程度までそれが進んで、どの程度までそれをやらな

適正な減価償却をするという問題がございます。適正な減価償却をしないものについては配当制限をする。従いまして、税法上の普通償却範囲額の九〇%未満の償却しかしないという場合におきましては、これまた配当制限を

受けます。今まで一五%であったのを、つきましては一二%に配当制限をすます。それから最後の一周年につきましては一割をこえる配当をしてはいけない、こういう配当制限をつけているわけでございます。これはただいま先生の御質問になつた趣旨の、適正な減価償却をするといふものを確保する一つの手段であります。それからもう一つの問題は、先ほど大矢先生から御質問がありました、四十年までに再評価積立金の資本組み入れを促進していくと、そして株主の方に対する株主勘定の修正も本来はすべきであつたわけでございますが、ただいま申し上げました、一番の問題でございます収益力に伴う配当をどうするかといふ問題もございまして、とりあえずは再評価積立金勘定といふことで、そういう商法の特例を設けまして、そこに積み立てて最終的に再評価積立金勘定をなくして、資本そのものの修正を完了す

るおいて、そして収益力が増加するに伴つて、最終的に再評価積立金勘定を設けまして、そこに積み立てて、最終的に再評価積立金勘定をなくして、資本そのものの修正を完了する、こういう建前でございます。

この資本充実法のただいま提案しておる問題といたしましては、もちろん二つの要素があるわけでありまして、一つの要素があるわけではありませんが、それを資本金といふ姿に出さなければ税金を安くすると政府が言えれば、そういう措置を講ずれば組み入れると、組み入れない。だから、組み入

ないと、やはり税法上も損だから決つている。そうすると、まあ、大蔵省の方ではそれを促進するために、課税

のについても配当制限をする。従いまして、税法上の普通償却範囲額の九〇%未満の償却しかしないという場合におきましては、これまた配当制限を受けます。今まで一五%であったのを、どうなんですか。

○説明員(吉田信邦君) その点に關しましては、税金を済るということは、こういう意味で再評価積立金の資本組み入れがおくれているという面はほとんどないんじゃなかろかと考えております。で、やはりこれはまあ今の企業の特色でございましょうけれども、資本組み入れがおくれているといふ面ではございませんが、少なくとも特段の産業を除きまして一般の産業につきましては、大体あらかじめ努力すれば最終処理まで持つていいけるといふ段階までこぎつけたい。そのための一つの配当制限といふものを考えておるような次第でございます。

○木村禪八郎君 これは一つの、渋るところは、何といひですか、税金をまづさせる手段になつてきているというよりも思われるのですよね。脱税とはいひないですけれども、そろそろこれまでそれがこれまで行われてきておるか。これはさつき大矢君が、大体昭和四十年ごろに大体インフレ価額の再調整がつくといふ見通しでやつておられるのかどうかといふ質問があつたようになりますが、どの程度までそれが進んで、どの程度までそれをやらな

は高い率でできるといふような、多少イージーな経営ということを考えられる。まあ私どもの立場としては、企業経営があくまでも眞実の姿に沿つて、配当率なり収益率なりといふものが、その企業の資本の実態に沿つて正確な姿で表わされる、そしてまあそういう意味で健全な経営が行なわれるといふことが、最終的には理想でございます。この資本組み入れのそこには、そのものの、むしろそういう観点から企業の実質的な資本をはつきり表に出し、そしてそれが、それによつていろいろな評価も行なわれるといふと經營の分離といふような姿から、経営者としては、できるだけ配当率を高めに、その段階で全部がきれいになるわけではございませんが、少なくとも特段の問題は、先ほど大矢先生から御質問がありました、四十年までに再評価積立金の資本組み入れを促進していくと、そして株主の方に対する株主勘定の修正も本来はすべきであつたわけでございますが、ただいま申し上げました、一番の問題でございます収益力に伴う配当をどうするかといふ問題もございまして、とりあえずは再評価積立金勘定といふことで、そういう商法の特例を設けまして、そこに積み立てて最終的に再評価積立金勘定をなくして、資本そのものの修正を完了す

るおいて、そして収益力が増加するに伴つて、最終的に再評価積立金勘定を設けまして、そこに積み立てて最終的に再評価積立金勘定をなくして、資本そのものの修正を完了する、こういう建前でございます。

○説明員(吉田信邦君) もう一つでございます。

○木村禪八郎君 結局はね、その増資は、それは株主に対しても無償譲渡になるのでしよう。

○説明員(吉田信邦君) もう一つでございます。

○木村禪八郎君 そうでしょうね。ですから、無償譲渡するのだから、何もそれで、配当率は下がつても、率は下がつても、配当額はふえるのですよ。もちろん額はね。ですから、率といふことはそもそも関係ないと思うのですがね。その点、さつきは一なるほど資本金は小さいけれども、率は大きいですね。しかし、今度は再評価するでしょう。資本もふやすでしょう。で、配当の率は下がつても、株主にとつては配当の額はむしろふえるのです

からね。ですから、そのところは、配当率といふものばかりえらくことではまさにお説の通りでございまして、客観的に考へれば、再評価積立金ができますが、それがどもね。株主からいえうのですけれどもね。株主からいえう率よりも額が問題なんですかね。

○説明員(吉田信邦君) その点について、まさにお説の通りでございまして、客観的に考へれば、再評価積立金ができますが、品薄といふことが最大のやうな構想で進んできたわけなんだとこたへて三分の配当でも、三分の配当でも、その資本に従つてやるのが適正だ。まあわれわれの立場としては当然そういう構想で進んできたわけなんだとございます。ところが、現実問題といつましても、やはり株式は帳々流通いたしますし、また同じ業種の間で、あの会社は二割配当をやっている、この会社は一割配当しかやつていない。たゞ、ずっと継続して持つてある株の立場からいえば同じであるにもかかわらず、現実にはむしろそういうその時点々々の姿が、やはりまあ世上評価されがちだといふようなことから来ています。

○大矢正君 関連して一つ。まあ現在の株価の利回り等から勘案して、三分をわずかこえるぐらいのところで、まあ今も実際に行なわれているわけなんだ。それでも、おかげでこの株価といらものは、一部の斜陽企業を除いては、かなり高い水準なんですね、現実問題としては。ですから、その一つには、やはり過小資本といふことも関連があるのですけれどもね。株主からいえう率よりも額が問題なんですかね。

○説明員(吉田信邦君) その点については、まさにお説の通りでございまして、再評価積立金がどんどん上がっていくといふことを懸念してござりますが、品薄といふことが最大のやうな構想で進んできたわけなんだと、ますから、むしろその配当が下がることなどとかないことをじやなくおくれても仕方がないといふような考え方ではなくて、もつとびしひと縮めつけるような方向でこの資本の組み入れをやらしても、それほど私は株価に対する影響といふものは現われてこないのではないか、このよろづ株価の面から考へた考え方を持つのです。が、今、木村先生のお話のように、一つには確かに配当率は下がつても配当金によるところの無償増資といふのは、全く別のものではないから、その点は、有償無償を含めて全体の増資の中で再評価積立金によるところの無償増資といふものは、どちらの比率になるのですか。できれば金額と比率を教えていただきたい

○木村福八郎君 それと関連して。再評価積立金の資本組み入れの場合の増資は、無償増資ばかりでないのです。利益の中からの増資ですね。これまでの利益の蓄積の中からの増資による無償もあるのでしょ、必ずしも再評価積立金による無償増資だけではなく。ですから、それまで含めての割合を出していくいただきたい。

○説明員(小熊孝次君) 第一の質問でございますが、昭和三十四年、三十五年、最近の例を申し上げますと、これは全体の姿でまず申し上げますが、こまごまとして、そういう意味で、すでに

かなり高い水準なんですね、現実問題としては。ですから、その一つには、やはり過小資本といふことも関連があるのですけれどもね。株主からいえう率よりも額が問題なんですかね。

○説明員(吉田信邦君) その点についと見ては、一方現在、この再評価積立金の資本組み入れという形における、いわば積立金から資本への移しかえとなります。が、品薄といふことが最大のやうな構想で進んできたわけなんだと、ますから、むしろその配当が下がることなどとかないことをじやなくおくれても仕方がないといふような考え方ではなくて、もつとびしひと縮めつけるような方向でこの資本の組み入れをやらしても、それほど私は株価に対する影響といふものは現われてこないのではないか、このよろづ株価の面から考へた考え方を持つのです。が、今、木村先生のお話のように、一つには確かに配当率は下がつても配当金によるところの無償増資といふのは、全く別のものではないから、その点は、有償無償を含めて全体の増資の中で再評価積立金によるところの無償増資といふものは、どちらの比率になるのですか。できれば金額と比率を教えていただきたい

○木村福八郎君 それと関連して。再評価積立金の資本組み入れの場合の増資は、無償増資ばかりでないのです。利益の中からの増資ですね。これまでの利益の蓄積の中からの増資による無償もあるのでしょ、必ずしも再評価積立金による無償増資だけではなく。ですから、それまで含めての割合を出していくいただきたい。

○説明員(小熊孝次君) 第一の質問でございますが、昭和三十四年、三十五年、最近の例を申し上げますと、これは全体の姿でまず申し上げますが、こまごまとして、そういう意味で、すでに

二回少しずつ程度を上げてきたわけでございますから、それによって、ある意味からいえば増資もかなり促進されてきたような経緯もございますので、現在の配当率が、いわゆる株の利回りの三分とかなんとかいうことじやなく、やはり三周年でございますが、有償が三千四百六十八億、それから無償が四百三十億ございまして、有償対無償が一二・四%、有償無償合計額に対する無償の割合が一一%程度になつております。ただ、これは総体でございますから、有償増資のみやつたものもございましたし、それから抱き合せ増資をやつたものもござります。そのうちの抱き合せ増資の分だけを取り上げて計算いたしてみると、有償が千八十九億、それに抱き合せた無償が二百六十八億、これが三十四年でございますが、従いまして、有償無償抱き合せ増資の場合における有償無償の割合といふものは二・七%、それから抱き合せ増資の総額に対して無償の割合は一九・八%、約二〇%、それから三十五年におきましては、今言つたような第一の数字が五百七十億、有償千五百七十億に対しまして無償が三百九十七億、それから二五・二%、それから抱き合せ増資全額に対しまして無償の率が二〇・二%と、こういうことになつております。割合といつましても、有償対無償が二五・二%、それから抱き合せ増資全額に対しまして無償の率が二〇・二%と、こういうことになつております。大体両年平均いたしまして、抱き合せ増資分について、有償対無償の割合といふのは大体二五・二%程度、抱き合せ増資全体に対しましての無償の割合といふのは二割程度、こうしたことになつております。

それから、第二の問題でございま

○説明員(吉田信邦君) その点は、実は私どものちょっと職分の外にあります税の方の主として問題だと思いますが、それはごもつともな御質問でございまして、大体資産再評価法ができましたのは昭和二十五年でございます。ところが、昭和二十五年の価格の構成から参りますと、一般物価は二十五年のときには二百四十倍ぐらいに戦前に比べて上がりつております。土地の方は五十倍くらいしか上がりついていない、その当時に再評価額を作りましたときに。それから、たしか二十七年にもう一度改正をいたしておりますが、要するに一般物価の上がりに比べて土地の値上がりはおくれておつた。これは地代家賃統制令とかいろいろの関係があつたと思いますが、そういうたよらな関係で一般物価に比べて土地の値上がりがおくれておりましたので、そういう意味で、現在きておる再評価の基準が土地については少し過ぎる。

むしろ土地は、その後再評価を行なつた後に土地の価格が単独にどんどん上がつておる。何と申しますか、おそらく今は普通物価以上に土地の方が値上がりしておるというような形に相なつてゐるかと思います。そういう意味で、土地については現在行なわれておる再評価の限度額があるいは客観的におつた段階で今、再評価法が作られた経緯から見て、そういう点が相当あるのではなかろうかという感じがいたしております。

○天田勝正君 これはまだ質疑が続りますから、別にきょうすぐ解決しなく

ともよい問題ですが、これも一つ調べていただきたいと思うのは、土地の評価については、経過的にはあなたが今まで、それはごもつともな御質問でございましたが、それはごもつともな御質問でございました。大体資産再評価法ができましたのは昭和二十五年でございます。ところが、昭和二十五年の価格の構成から参りますと、一般物価は二十五年のときには二百四十倍ぐらいに戦前に比べて上がりつております。土地の方は五十倍くらいしか上がりついていない、

その当時に再評価額を作りましたときに。それから、たしか二十七年にもう一度改正をいたしておりますが、要するに一般物価の上がりに比べて土地の

値上がりはおくれておつた。これは地

代家賃統制令とかいろいろの関係があつたと思いますが、そういうたよら

な関係で一般物価に比べて土地の値上

がりがおくれておりましたので、そ

ういう意味で、現在きておる再評価の

基準が土地については少し過ぎる。

うことですから、四百倍と一万倍との

開きといふものは、おそろしい開きが

あるのだが、具体的には、一つの団地

が作られるために、いやがおうでもと

言えども、実際に問題はい

やがおうでもと、自分の土地も

手放さざるを得ない。そのかわりに自

分の子供の住宅をその隣接地に作ると

いう場合には、これは現実には何の恩

典もない。片一方は譲渡所得になつ

て、二百四十倍が修正されて三百倍く

らいになつておつても、ところが、片

方は一万倍にも値上がりしております

から、譲渡所得はおそろしい額に

なつてくる。ところが、今度その隣接

のところはやはり一万倍かになつた

おつたために、そうしてそのおくれて

おつた段階で今、再評価法が作られた

経緯から見て、そういう点が相当ある

のではなかろうかという感じがいたし

ております。

○天田勝正君 これはまだ質疑が続

りますから、別にきょうすぐ解決しなく

げたような正当に取得せざるを得ない

個人にも、不当な利益を得るといふあ

い意味でそれが課税の対象になるのは

おきたいのは、こうした朝鮮銀行、台

湾銀行等が、株主はたしか三十倍ぐら

いには見込まれたんだろうと思ひます。従つて、役員が一番恵まれて、株

主がその次、一般預金者は切り捨てら

れ、そういう格好になつてゐるはず

なんです。でありますから、その後閉

鎖機関の、特に朝鮮、台湾両銀行の處

理はどうなつてゐるのか、その預金者

はどう保護されているのか、こういう

ことは主税局としても現在いろいろ検

討している問題の一つと存じますが、

まさに主税局から説明するようにさせて

貰いたいと思います。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめ

て。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめ

て。

○委員長(大竹平八郎君) 速記中止

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

て。

○天田勝正君 今法律には直接関係

がございませんが、本委員会において

ずっと前に問題になり、私が取り上げ

たことがある閉鎖機関のうち朝鮮銀

行、台灣銀行の問題ですが、これは當時

も私が指摘しましたように、銀行の役

員等には當時たしか私の記憶では特別

な手当等を出して、これがいかなる根

拠で出したかわからずじまいになつ

ております。ところが、一方において

は、預金者には何かわからぬうちに三

分の二支払つて三分の一はたな上げ、

こうしたことになつておつて、そして

多分朝鮮銀行の場合は、その不動産銀

行ができる場合にその金は積み立てて

あるはずなんです。たしかあのとき五

億か六億だつたと記憶しておりますけ

れども、その金は今現在でも残されて

おるはずであります。

そこで、私がこの際資料を要求して

改訂する法律案(予備審査のた

めの付託は二月二十日)

行地にその源泉があるもの（当該居住者の同法の施行地にある条約第二条第一項⁽¹⁾に規定する恒久的施設に帰属するものを除く。）に対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」であるのは、「百分の十五」（条約第六条第一項後段の規定に該当する法人が支払を受ける同項後段の配当に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五又は百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（シンガポールの租税の徵収）

第三条 政府は、条約第一条に規定するシンガポールの租税につき、シンガポール自治州政府から条約第十五条第二項の規定による徵收の嘱託を受けたときは、国税徵收の例によりこれを徵收する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徵收の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

（実施規定）

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。
1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

大蔵、農林水産、運輸、建設委員会
連合審査会会議録第一号中正誤

2 第二条中所得税法第十七条及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

昭和三十六年四月二十八日印刷

昭和三十六年五月一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局